

武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月5日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例（昭和60年3月武蔵野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(保存樹林等の指定)</p> <p>第8条 市長は、自然環境の現状を確保するため、特に保護育成を必要と認める樹木又は樹林を、あらかじめ所有者等の同意を得て（指定後に所有者等の変更が<u>あつた場合</u>も含む。）保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹林等」という。）に指定することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保存樹林等の指定)</p> <p>第8条 市長は、自然環境の現状を確保するため、特に保護育成を必要と認める樹木、<u>生垣</u>又は樹林を、あらかじめ所有者等の同意を得て（指定後に所有者等の変更が<u>あつた場合</u>も含む。）保存樹木、<u>保存生垣</u>又は保存樹林（以下「保存樹林等」という。）に指定することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
<p>(助成措置等)</p> <p>第13条 市長は、みどりの保護育成及び緑化を推進するため、所有者等に対し、<u>次の各号に定める助成を行うことができる。ただし、他の条例又はそれに基づく規則等の規定により補助の対象になるものを除く。</u></p> <p>(1) 第5条第4項に規定するブロック塀等を生垣等に改造し、又は新たに生垣等を</p>	<p>(助成措置等)</p> <p>第13条 市長は、みどりの保護育成及び緑化を推進するため、所有者等に対し、<u>次に掲げる助成を行うことができる。ただし、第1号に定める助成については、武蔵野市の他の補助の対象となる費用を除く。</u></p> <p>(1) 第5条第4項の<u>ブロック</u>塀等を生垣等に改造し、又は新たに生垣等を造成する</p>	<p>字句の改正</p> <p>ただし書の改正</p> <p>字句の改正</p>

<p>造成するための費用の<u>一部</u>。</p> <p>(2) <u>第8条</u>に規定する保存樹林等の維持管理に要する費用の<u>一部</u>。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>	<p>ための費用の<u>一部</u></p> <p>(2) 保存樹林等の維持管理に要する費用の<u>一部</u></p> <p>2 から 4 まで (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p>
--	---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市指定文化財及び登録文化財と連動した助成措置の創設に伴うほか、所要の改正をするものである。